

第4章 ごみ処理事業における課題

4-1 ごみ処理事業における課題の抽出

本圏域のごみ排出、収集・運搬、処理、処分に至るまでの現状でのシステム及び処理実績等を踏まえ、ごみ処理事業における課題を抽出し、問題解決策の検討を行い、本計画における方針・目標を策定します。

4－2 ごみ処理事業における課題

1 排出抑制の課題

本圏域ではごみの有料化を実施しており、ごみ処分手数料については適宜見直しを行っているところですが、本計画において改めてごみ処分手数料体系を見直します。

また、本圏域では指定ごみ袋に記名をすることとしており、町民のごみ処理に対する意識の向上と排出抑制を図っています。

しかしながら、本圏域の一人一日あたりのごみ排出量は増加傾向にあり、現行計画において設定した一人一日あたりのごみ排出量の目標値を達成できており、今後もごみ排出量の抑制を推進する必要があります。排出されたごみの中には、古紙類等のリサイクル可能なものが多く含まれております、さらなる減量化・資源化の推進に向けた効果的な取り組みを進める必要があるため、離島という条件の中で費用対効果等を勘案しながら今後も引き続き、町民への啓発及びPRを行っていく必要があります。

(1) ごみの排出抑制

日常生活や事業活動において、ごみ減量に対する意識を持ち、ごみの分別徹底や排出抑制に取り組む必要があります、事業者に対しては排出者責任と自己処理の徹底を図るよう指導・啓発していく必要があります。

(2) 町民への啓発

循環型社会の構築について、町民へのアンケート調査（第6次和泊町総合振興計画より）によると、ごみの減量、分別及び再利用に対して「取り組むべき」、「どちらかというと取り組むべき」と考えている人が8割以上となっており、町民のごみの減量や分別に対する意識は向上していることが伺えます。しかしながら、6.4%が「取り組み方が分からぬ」との回答がしていることから、町民へのさらなる周知を図る必要があります。そのため、幅広い世代の方々や事業者に対して、ごみの減量、分別及び再利用に関する情報提供や啓発を行うことで、商品購入の際には詰め替え用の商品を選択することやフリーマーケットを通じて物を人に譲るなどの行動変容を図っていくとともに、3Rに関心を持って取り組んでもらうための施策を進めていく必要があります。

2 収集・運搬の課題

現在、和泊町及び知名町にて再資源化・選別資源化を行っている燃えないごみ（空き缶・その他）、空きビン、ペットボトル及び発泡スチロールは週1回の収集を行っていますが、分別排出の推進に向け収集頻度の見直しやスーパーなどと協力した拠点回収の推進等について、適宜検討を行っていく必要があります。また、効率的な収集・運搬を行うとともに、人口減少及び高齢化する本圏域の状況を踏まえ、高齢者等に配慮したごみ出し支援に取り組む必要があります。

(1) 分別収集の徹底

現在実施している資源ごみの分別収集は、空き缶・その他金属類、ペットボトル、びん類及び発泡スチロールを対象として収集しています。

令和3年度の収集ごみ量は平成29年度と比べると減少しており、収集ごみのうち燃えるごみが減少する一方で資源ごみが増加しているため、資源化のための分別は向上していると評価できます。引き続き、維持・向上が出来るようにごみの排出抑制に留意した上でごみの分別を徹底し、リサイクル率の目標達成に向けて町民への啓発活動を行っていくことが重要になります。

(2) 超高齢化社会への対応

本圏域においても町民の高齢化が進んでおり、将来的には家庭から出されるごみ・資源物をごみステーションまで運ぶことが困難な高齢者や障がい者などが増加することが想定されます。鹿児島市が実施している「まごころ収集」はごみ・資源物をごみステーションまで運ぶことが困難な高齢者に対して戸別に収集を行うことにより地域における高齢者等への支援体制の充実させているため、本圏域においても検討する段階にきていると考えられます。

(3) 在宅医療廃棄物への対応

高齢化社会の進行に伴う在宅医療廃棄物の排出や処分方法が問題となっています。在宅医療廃棄物には感染性廃棄物が混入している場合もあるため、収集等に従事する作業員への危険が危惧されることから、町民に対して医療機関へ返却するよう、啓発を行う必要があります。

(4) 環境美化、廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止等

環境美化及び不法投棄対策として、環境美化に関する情報や活動の周知徹底、また、不法投棄の早期発見や野外焼却等の周辺環境に影響を及ぼす可能性のある不適正処理の防止のため、監視指導員による監視・指導体制の強化を図るとともに、意識啓発に取り組む必要があります。

3 中間処理の課題

沖永良部クリーンセンターでは、燃えるごみの焼却処理、燃えないごみ（空き缶・その他）・粗大ごみからの選別資源物（空き缶、その他・金属類）、空きビン、ペットボトル、発泡スチロール、ダンボールの保管・再資源化を行っています。

現在のごみ焼却施設は平成14年3月に供用を開始してから20年が経過しました。日頃の点検・整備等により全般的に良好に保たれていますが、設備・機器において経年劣化が見受けられます。激しい劣化箇所が認められた灰出し設備に加え、他の設備・機器にも腐食・破損などの経年劣化が認められており、今後はさらに設備・機器の劣化が広範囲に広がることが予測されるため、中・長期的な観点から補修・整備について計画的に検討し、実施していくことが必要となります。

4 資源化の推進

町民による資源化への取り組みを拡大・発展させるための施策として、本圏域では令和3年度から生ごみコンポスト容器の普及に取り組んでおり、今後も更なる普及に努めることでごみの排出を抑制するとともに資源化を推進し、資源化率の向上に努める必要があります。

◆図表 4-2-1 コンポスト容器設置数（令和3年度実績）

単位：基

項目	キエーロ	ミニ・キエーロ	コンポスト	電気式	合計
和泊町	58	92	14	12	176
知名町	0	27	13	26	66
本圏域	58	119	27	38	242

※和泊町のキエーロの設置数には助成事業対象外（9基）も含んでいます。

5 最終処分の課題

本組合における最終処分は、沖永良部クリーンセンター内の一般廃棄物最終処分場で実施しており、本圏域から排出されるごみについては、全量中間処理を行い、埋立物の減量化・減容化を図っており、埋立地の延命化に努めています。

最終処分場は平成10年4月に供用を開始してから24年が経過し、今後予測される埋立量に対して、十分な処分容量を確保することが必要となります。また、供用開始後24年が経過している点、ごみ焼却施設（供用開始後20年経過）の経年劣化状況を鑑みると、最終処分場の浸出水処理施設内各所においても老朽化が懸念されるため、中間処理施設同様に、中・長期的な観点からの補修・整備計画について検討し、実施していく必要があります。

6 その他

現行計画の策定以降の法制度や社会状況の変化を鑑み、本計画実施期間内に本組合にて検討すべき、その他の課題として以下の事項を列挙します。

（1）プラスチック製品等の資源循環

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック製品等の排出抑制や使用後の分別、不法投棄の防止のほか、海洋プラスチック問題などへの意識啓発等に取り組む必要があります。このことを踏まえ、以下の事項を列挙します。

ア プラスチック製品等の排出抑制

近年、プラスチックごみの流出による海洋汚染が国際的な課題となっており、国のプラスチック資源循環戦略では、ワンウェイプラスチック（通常、一度使用した後に、その役目を終える使い捨てプラスチック）の使用削減や資源化についてスケジュールの全体像が示されているため、本圏域においても、ワンウェイプラスチックの排出抑制等の対策を進

めしていく必要があります。

イ プラスチック製品等の適正処理

不法投棄されたプラスチックごみは、河川や海に流出し海洋汚染の原因になることから、環境負荷を低減させるために、海洋プラスチック問題や適正な処理について意識啓発に取り組む必要があります。

ウ 温室効果ガス削減

地球温暖化に対する取り組みを推進する立場から、容器包装を含むプラスチック系のごみ量を削減することで環境への負荷を低減していくように努め、意識啓発に取り組む必要があります。

(2) 食品ロスの削減推進

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず、廃棄されている食品であり、生産段階・製造段階・流通段階・消費段階において発生しています。

平成30年度の国の推計によると、日本では、2,531万tの食品廃棄物が排出され、このうち、23.7%にあたる600万tが食品ロスと試算されています。食品ロスの内訳は家庭系食品ロス量（食べ残し^{※1}・過剰除去^{※2}・直接廃棄^{※3}）が276万t（46%）、事業系食品ロス（規格外品^{※4}・返品・売れ残り・作りすぎ・食べ残し等）が324万t（54%）となっています。

食品ロスの削減については、平成27年9月に採択されたSDGsのターゲットの一つとなっており、令和12年度までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが掲げられ、国際的にも関心が高まっています。

このような中、国においては、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、食品ロス削減を国民運動として展開し、消費者である国民、事業者、行政がそれぞれの立場で食品ロスの削減を進めることができます。

鹿児島県ではこれらの状況等を踏まえ、消費者行政を総合的かつ計画的に推進するために、消費者教育推進法第10条第1項に基づく「消費者教育推進計画」及び食品ロス削減推進法第12条第1項に基づく「食品ロス削減推進計画」として、令和2年3月に、第4期「鹿児島県消費者基本計画」を策定しています。

また、鹿児島県内の各市（鹿児島市、阿久根市、出水市、指宿市、日置市及び奄美市）では、食品ロス削減推進の取り組みとして、30・10運動^{※5}等へ取り組んでおり、冊子配布やホームページ掲載などを通じて啓発を推進しています。

上記の状況等を鑑み、本圏域においてもSDGsに貢献する食品ロスの削減推進について取り組む必要があります。

※1：食卓に出された食品で、食べきれずに捨てられたもの

※2：厚くむいた野菜の皮や不要部分を過剰に切断したもの

※3：賞味期限切れ等により使用されず、手つかずのまま廃棄されたもの

※4：出荷段階で形や大きさ、傷の有無などで出荷できず廃棄されたもの

※5：30・10運動：会食や宴会等において、乾杯後の「30分間」とお開き前の「10分間」は、席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす長野県松本市発祥の運動